三八二七・六八	その他のもの（第三八二七・六一号から第三八二七・六五号までのものを除くものとし、第二九〇三・四一号から第二九〇三・四八号までの物質を含有するものに限る。）
三八二七・六九	その他のもの
三八二七・九〇	その他のもの
三・八％	
三・八％	
三・八％	

別表第七部の注1中「すべて」を「全て」に改め、同注2中「付随的」を「副次的」に改める。

別表第三九類の注2(x)中「ランプその他の」を削り、同注2(y)中「がん具」を「玩具」に改め、同注4中「すべて」を「全て」に改める。

別表第三九・〇七項中

三九〇七・二〇	その他のポリエーテル	四・一％
三九〇七・二一	その他のポリエーテル　ビス（ポリオキシエチレン）メチルホスホネート	四・一％
三九〇七・二九	その他のもの	四・一％

を

三九〇七・二〇	その他のポリエーテル	四・一％
三九〇七・二一	その他のポリエーテル　ビス（ポリオキシエチレン）メチルホスホネート	四・一％
三九〇七・二九	その他のもの	四・一％

に改める。

別表第三九・一一・一〇号の次に次の一号を加える。

三九一一・二〇	ポリ（一・三―フェニレンメチルホスホン酸）	四・一％

別表第四〇一五・一一号を削り、同表第四〇一五・一九号の前に次の一号を加える。

四〇一五・一二	内科用、外科用、歯科用又は獣医科用のもの	無税

別表第四二類の注2(k)中「ランプその他の」を削り、同注2(l)中「がん具」を「玩具」に改める。

別表第四四類の注1(o)中「ランプその他の」を削り、同注1(p)中「がん具」を「玩具」に改める。

別表第四四類の号注に次のように加える。

2　第四四〇一・三二号において「木質ブリケット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮すること又は全重量の三％以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの（横断面の最小寸法が二五ミリメートルを超え、立方体状、多面体状又は円筒状の物品に限る。）をいう。

3　第四四〇七・一三号において「SPF」とは、とうひ、松及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。

4　第四四〇七・一四号において「ヘムファー」とは、ウェスタンヘムロック及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。

別表第四四・〇一項中

四四〇一・三二	木質ブリケット	無税
四四〇一・三九	その他のもの	無税
四四〇一・四一	のこくず及び木くず（凝結させたものを除く。）	無税
四四〇一・四九	その他のもの	無税

を

四四〇一・三一	その他のもの　のこくず及び木くず（凝結させたものを除く。）	無税
四四〇一・三二	木質ブリケット	無税
四四〇一・三九	その他のもの　のこくず及び木くず（凝結させたものを除く。）	無税
四四〇一・四一	のこくず	無税
四四〇一・四九	その他のもの	無税

に改める。

別表第四四〇二・一〇号の次に次の一号を加える。

四四〇二・二〇	殻又はナットのもの	無税

別表第四四〇三・二一号、第四四〇三・二三号及び第四四〇三・二五号中「最大寸法」を「最小寸法」に改め、同表第四四〇三・四一号の次に次の一号を加える。

四四〇三・四二	チーク	無税

別表第四四〇三・九三号及び第四四〇三・九五号中「最大寸法」を「最小寸法」に改める。

別表第四四〇七・一二号の次に次の二号を加える。

四四〇七・一三	SPF（とうひ（トウヒ属のもの）、松（マツ属のもの）及びもみ（モミ属のもの））のもの　一　厚さが一六〇ミリメートル以下のもの　(一)　かんながけし又はやすりがけしたもの　(二)　その他のもの　二　その他のもの	八％　四・八％
四四〇七・一四	ヘムファー（ウェスタンヘムロック（ツガ・ヘテロフィルラ）及びもみ（モミ属のもの））のもの	無税　無税

別表第四四〇七・二二号の次に次の一号を加える。

四四〇七・二三	チーク	無税

別表第四四・一二項中

四四一二・九四	その他のもの　ブロックボード、ラミンボード及びバッテンボード　一　集成材	一五
	二　その他のもの	二〇
四四一二・九九	その他のもの　一　集成材	一五
	二　その他のもの	二〇

を

四四一二・四一	単板積層材（LVL）　少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの	二〇％
四四一二・四二	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	二〇％
四四一二・四九	その他のもの（いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。）	二〇％
四四一二・五一	ブロックボード、ラミンボード及びバッテンボード　少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの　一　集成材	一五％
	二　その他のもの	二〇％
四四一二・五二	その他のもの（少なくとも一の外面の板が針葉樹以外のものに限る。）　一　集成材	一五％
	二　その他のもの	二〇％
四四一二・五九	その他のもの（いずれの外面の板も針葉樹のものに限る。）　一　集成材	一五％
	二　その他のもの	二〇％

に改める。